五二三　出入国管理基本計画を定めた件　一九
五二四　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　二一
五二五　日本国に帰化を許可する件　二一
五二六　原戸籍の一部が滅失した件　二二
五二七　除籍の一部が滅失した件　二三
五二八　戸籍が滅失した件　二三
五二九　除籍の一部が滅失した件　二六
五三〇　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二七
五三一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件　二七
五三二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二九
五三三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定める件　二九
五三四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二九
五三五　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　二八
五三六　日本国に帰化を許可する件　二九
五三七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二九
五三八　日本国に帰化を許可する件　二九
五三九　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二九
五四〇　除籍の一部が滅失した件　三〇
五四一　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件　三〇

〇外務省

三三五　円借款の供与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換に関する件　一
三三六　円借款の供与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一
三三七　生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書のリトアニア共和国等による批准等に関する件　一
三三八　ハルツーム州郊外保健サービス改善計画のための贈与に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二
三三九　食糧援助に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二
三四〇　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二
三四一　千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の附属書の一部の改正に関する件　五
三四二　円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　六
三四三　ジュバ河川港拡充計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　六
三四四　国際司法裁判所規程第三十六条2の規定に基づく国際司法裁判所の強制管轄を承認する日本国の宣言書の寄託に関する件　七
三四五　ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　八
三四六　カチン州及びチン州道路建設機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　八
三四七　ミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　八
三四八　第二次中央乾燥地村落給水計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　八
三四九　キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、バヌアツ共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、フィジー共和国、マーシャル諸島共和国及びミクロネシア連邦における「太平洋島嶼国における多様な災害の危険評価及び早期警戒システム強化計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件　八
三五〇